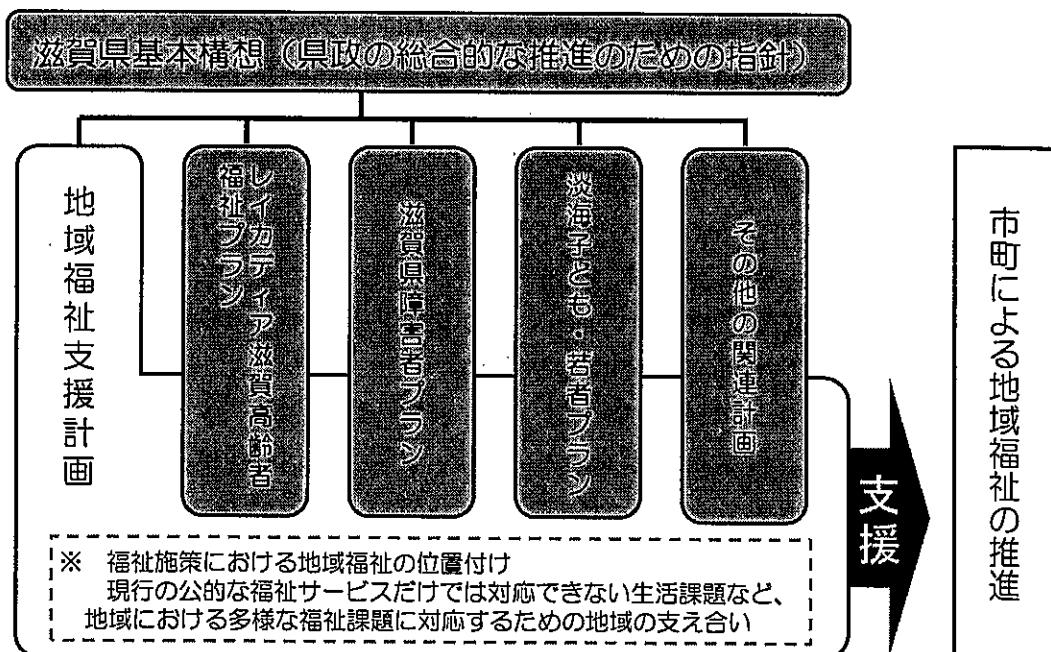


## 次期「地域福祉支援計画」の策定について

### 1 計画の位置付け

- 社会福祉法に基づく計画であり、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項として、以下の①～③を一体的に定めるもの。
  - ① 市町の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
  - ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - ③ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- また、滋賀県基本構想を上位計画とし、昨年度に策定したレイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら定めるもの。

(参考：他分野計画との関係)



## 2 現計画（平成 23～27 年度）の概要

- ① 基本理念 「～未来を拓く共生社会～」
- ② 基本目標 「～みんなで支え合う安心の地域づくり～」
- ③ 3つの視点 (1)「その人らしく」 (2)「だれもが」 (3)「みんなで」
- ④ 取組の重点方向
  - (1) 共生の地域福祉の推進  
地域共生の仕組みづくり、災害時の支援体制づくりなど
  - (2) 担い手づくり  
福祉学習の推進、ボランティアの育成、専門的人材の確保・育成など
  - (3) 安心のサービス利用  
県民・利用者の権利擁護、苦情解決の仕組みの整備、サービスの質の向上
- ⑤ 3つの指標（目標は平成 27 年度）
  - (1) 市町地域福祉計画の策定率 【11 市町 → **19 市町】  
(平成 26 年度末時点 : 17 市町)】**
  - (2) 福祉読本の活用率 【小学校 39.9%、中学校 15.1% → **60.0%**】  
(平成 26 年度末時点 : 小学校 64.8%、中学校 28.6%)】
  - (3) 事業者の健康福祉サービス自己評価実施率 【78.0% → **90.0%**】  
(平成 26 年度末時点 : 82.5%)】

## 3 検討状況および今後のスケジュール

- 平成 27 年 3 月 社会福祉審議会（概要説明）
- 7 月 社会福祉審議会（諮問）  
→ 分科会において、8 月から 10 月にかけて、関係団体や市町へのヒアリングを実施しながら、計画案について審議中
- 10 月 常任委員会（概要説明）
- 
- 11 月 社会福祉審議会（計画案のとりまとめ）
- 11 月 審議会委員長から知事に対して、計画案を答申
- 12 月 常任委員会（計画案の説明）
- 12 月～1 月 県民政策コメント、市町意見照会
- 平成 28 年 2 月 常任委員会（県民政策コメント等の結果報告）
- 3 月 常任委員会、市町説明会（最終計画案の説明）
- 3 月 計画の策定

## 4 検討にあたっての留意事項

本年 4 月に始まった生活困窮者自立支援制度にかかる方策について、地域福祉支援計画に盛り込むべく配慮するよう国から求められている。